

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に應ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 貸渡契約

第2条 (予約)

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたり、約款及び別に定める料金表等（ピーク時、レンタル期間により料金が変化する）に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
2. 前1項の条件を当社が運用する予約サイトで確認後、当社への電話またはメールによる仮予約（「仮予約」とはまだ予約が確定していない状態）をできるものとし、仮予約の内容と実際に相違があった場合でも当社は一切の責を負わないものとします。
3. 当社は、借受人から仮予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で仮予約に應ずるものとします。
4. 予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとし、仮予約の申し込みから5日以内に支払いがない場合には仮予約はキャンセルされたものとします。

第3条 (予約の変更、予約の取り消し等)

1. 借受人は、第2条の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 借受人は、当社の承諾を得て予約を取り消すことができます。
3. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
4. 前3項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を、当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
5. 事故、盗難、不返還、リコール等の事由、他の借受人によるレンタカーの返却遅延、又は天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったとき、**若しくは事前に予約されたレンタカーを貸し渡すことができないときは**、予約成立後であっても予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第4条 (代替レンタカー)

1. 当社は、事故、盗難その他の当社の責によらない事由により、社の保有するレンタカーの範囲内で予約されたクラスのレンタカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なるクラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）を貸し渡す旨の申入れをすることができるものとします。
2. 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は 第2条の貸渡料金表をもとに、当該代替レンタカーの値段を提示し、借受人の了承を得たときに予約を実行するものとします。
3. 借受人は、本条第1項による代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。この場合、本条第2項の規定にかかわらず、当社は、借受人に対し、受領済みの予約申込金の払戻しを行うものとします。
4. 本条第2項の規定により代替レンタカーの貸渡しが行なわれた場合には、代替レンタカーの契約と同時に、借受人の予約は取り消されたものとみなし、この場合当社は、借受人に対し、受領済みの予約申込金の払戻しをするものとします。なお、当社は、当該予約申込金を代替レンタカーの貸渡料金に充当することができるものとします。
5. 本条第2項の規定により代替レンタカーの貸渡しが行なわれた場合又は本条第3項の規定により予約の取消しが行なわれた場合のいずれであっても、第3条第5項の適用はなく、当社は、借受人に対して、違約金を負担しないものとします。

第5条 (免責)

1. 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第3条及び第4条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第6条 (貸渡契約)

1. 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金の充当されるものとします。
2. 当社は、貸渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みより貸渡契約を締結します。なお、当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し運転免許証以外の身元を証明する書類の提出及び借受期間中に貸渡人と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めるとともに、運転免許証及び提出された書類の写しをとることがあります。
3. 貸渡契約の申込みは、第2条1項に定める借受条件を明示して行うものとします。
4. 当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けず。

第7条（貸渡契約の解除、中途解約）

1. 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除と、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が前条により受領した貸渡料金を返納できないものとします。受領済の貸渡料金から、貸渡から解除までの期間に対応する貸渡料金および契約解除による損害賠償額等の費用を差し引いた上で残額があるときにはこれを借受人に返還するものとします。
 - (1) この約款に違反したとき。
 - (2) 借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
 - (3) 第9条各号に該当することとなったとき。
2. レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。
3. 借受人は、前項に該当することとなったときは、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。
4. 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合には、借受人は、中途解約手数料を支払うものとします。中途解約手数料は第2条で示すこととし、s借受人は第2条の予約の際にその内容を必ず確認するものとします。
5. 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中に返還したときは、貸渡契約を解約したものとします。
6. 前項によりレンタカーを返還したときは、当社は第6条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

第8条（借受条件の変更）

1. 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によった貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないときがあります。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

1. 当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
 - (1) 貸し渡したレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
 - (2) 酒気を帯びていると認められたとき。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
 - (4) 予約に際して定めた運転手とレンタカー引渡時の運転手とが異なるとき。
 - (5) 借受人が6歳未満の幼児をチャイルドシートを使用せず同乗させるとき。
 - (6) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に車両を提供すべきことが現実に予定されるなどの事由のあるとき。
 - (7) 過去の貸渡しについて、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。
 - (8) 過去の貸渡しにおいて、第16条各号に掲げる禁止行為事項に該当する行為があったとき。
 - (9) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。）において第17条(駐車違反)に掲げる事項に該当する行為があったとき。
 - (10) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (11) 別に明示する条件を満たしていない時

第3章 貸渡自動車

第10条（開始日時等）

当社は、第2条で明示された開始日時及び借受場所で、レンタカーを貸し渡すものとします。

第11条（貸渡方法等）

1. 当社は、借受人が当社と協同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観および付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認した上で当該レンタカーを貸し渡すものとします。
2. 当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、適切な処置を講ずるものとします。
3. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長及び沖縄総合事務局運輸事務所長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

第4章 貸渡料金

第12条（貸渡料金）

1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。
 - (1) 基本料金
 - (2) 備品特別装備料
 - (3) 給油又は充電料
 - (4) 配車引取料
 - (5) 距離料金
 - (6) 補償料
 - (7) その他の料金
2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
3. 貸渡料金については、別途細則で定めるものとします。

4. 前条の貸渡料金を第2条による予約をした後に改定した場合は、予約のときに適用した料金表によるものとします。

第5章 使用と責任

第13条（点検整備）

1. 当社は、道路運送法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
2. 借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第14条（借受人の責任監理）

1. 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
2. 前項の管理責任はレンタカーの引渡しをうけたときに始まり、当社に返還したときに終わるものとします。
3. チャイルドシート及びジュニアシートは、借受人又は運転者の責において正しく装着するものとし、当社はその装着について一切の責を負わないものとします。

第15条（電気自動車）

1. 借受人は、レンタカーが電気自動車の場合、当該電気自動車（以下「電気自動車」といいます）及び電気自動車の充電器（以下「充電器」といいます）の利用に関して、別途当社が定めるマニュアル及び以下の各号の事項を遵守して、利用することに同意します。
 - (1) 電気自動車又は充電器等の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器等を破損・紛失・汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。
 - (2) 電気自動車又は充電器等の不適切な取扱い又は不注意により生じた事故について、当社は一切の責任を負わないものとする。
 - (3) 電気自動車の特性として運転の仕方、走行状況、エアコンディショナーやオーディオの使用状況等により、走行可能距離は大きく変わることを了承し、早めの充電を心がけること。なお、当社に設置された充電器以外で充電する場合の費用は、借受人の負担とし、当該充電に関する手続きは借受人と当該充電施設運営者との間で行うものであること。
 - (4) 利用中に充電切れ等で移動できなくなり、レッカー移動や充電作業等が必要となった場合、その費用は借受人の負担とし、当社はいかなる責任も負わないものであること。

第16条（禁止行為）

借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可を受けることなく、レンタカーを自動車運送業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。
- (4) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他社の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (6) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
- (7) 車内への動物（ペット）の持ち込み
- (8) 車内での喫煙
- (9) 車内での調理
- (10) 海で使用した用具の持ち込み等による車内の汚損、匂いを残すような行為
- (11) ニオイの強い食べ物や香水等、車内に匂いが残るものの持ち込み
- (12) 故意に関わらず車内を汚したり、内装を傷つけたりする行為

第17条（駐車違反の場合の処置）

1. 借受人が借受期間中に借受車両に関し道路交通法に定める駐車違反をしたときは、借受人は自ら駐車違反に係る反則金を納付し、及び当該駐車違反に伴うレッカー移動、保管等の諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金

第18条(自動車貸渡証の携帯義務等)

1. 借受人は、レンタカーの借受期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとする。
2. 借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。

第19条(賠償責任)

借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。その場合、休業補償料(「ノンオペレーションチャージ」という。別途定めによる)に修理日数を乗じた金額をご負担いただきます。修理期間は当社指定工場での修理日数となります。

第6章 故障、事故、盗難等

第20条(故障発見、事故処理等)

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。
2. 借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカー引取り及び修理に要する費用を負担するものとする。
3. 前項の場合、故障の状況により当社は貸渡契約を終了することができるものとし、借受人は、損害の程度や修理期間に関係なく修理期間の営業補償の一部(「ノンオペレーションチャージ」として第2条で明示された料金を支払うものとする。なお、ノンオペレーションチャージは第22条1項に定める損害保険契約及び補償制度によって補償されません。
4. 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとする。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告すること。
 - (2) 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
 - (4) レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
5. 借受人は、前項による他、自らの責任において事故の解決に努めるものとする。
6. 当社は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。
7. 借受人は、当社が第13条に定める定期点検整備を行ったにもかかわらず発生した故障等によりレンタカーを使用することができなかった場合、これにより生じた損害について当社の責任を問いません。

第21条(盗難発生時の措置)

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。
 - (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び、当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を遅滞なく提出すること。
2. 当社は、契約満了時から12時間を経過しても借受人がレンタカーを返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、又は乗り逃げされたものと認められるときは刑事告訴等の法的手続等の措置をいたします。

第22条(補償)

1. 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した損害賠償責任を次の限度内において補償するものとする。
 - (1) 対人補償 1名限度額 無制限(自動車損害賠償責任保険を含む。)
 - (2) 対物補償 1事故限度額 無制限(自動車損害賠償責任保険を含む。)
 - (3) 車輛補償 1事故限度額 無制限(免責0万円~20万円。車種による)
 - (4) 搭乗者補償(人身傷害補償) 1名限度額 無制限前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。
2. 当社が第1項の対人補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人は、直ちにその超過額を当社に支払うものとする。
3. 車輛補償の免責金額は当社のレンタカーの車種により異なります。借受人は第2条の予約の際にその内容を必ず確認するものとする。

第23条(不可抗力事由による免責)

1. 当社は、天災その他の不可抗力の事由により借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとする。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。
2. 当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の借受人による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、当社のレンタカー貸渡事業の運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の不可抗力事由により、当社がレンタカーの貸渡ができなくなった場合には、これにより借受人に生ずる損害について賠償責任を負いません。

第7章 返還

第24条（返還責任）

1. 借受人又は運転者は、借受期間満了時まで所定の返還場所においてレンタカーを当社に返還してください。
2. 借受人又は運転者が前項に違反したときは、次項に定める超過料金を支払うほか、当社に与えた一切の損害を賠償しなければなりません。
3. 借受人は、貸渡契約締結時に定めた返還日時を超過したときには、当社が別途定める超過料金を支払うてくださいものとします。但し、借受期間満了前に延長利用手続をした場合は、この限りではありません。

第25条（返還時の確認等）

1. 借受人又は運転者は、当社立会いのもとに、貸渡契約において定められた場所に、借受開始時の状態でレンタカーを返還するとし、通常の使用による摩耗を除き、レンタカーの汚損、損傷又は備品の紛失、臭気等が借受人の責に帰すべき事由によるときは、レンタカーを借受開始時の状態に復するために要する費用を負担するものとします。
2. 当社は、レンタカーの返還に当たり、借受人の立会いの上、レンタカーの状態を確認するものとします。
3. 借受人は、レンタカーの返還に当たって、当社の立会いの上、レンタカー内に借受人または同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責を負わないものとします。

第26条（レンタカーの返還場所等）

1. レンタカーの返還は、当社より明示した返還場所に返還するものとします。ただし、第8条により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。
2. 借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

第27条（ドライブレコーダー）

1. 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
 - (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
 - (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況等を確認するため。
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。
2. 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。
3. 借受人及び運転者は、レンタカーに自動車メーカーの車両通信機(GPS機能)が標準搭載されている場合があり、自動車メーカー及び自動車販売会社等（以下「自動車メーカー等」といいます。）が、車両稼働支援サービス、車両運行支援サービス、その他自動車メーカー等が公表している利用目的のため、車両通信機よりレンタカーの車両状態情報（稼働情報、位置情報、制御情報、故障情報等）を取得する場合があることに同意するものとします。
4. 借受人及び運転者は、前項の車両状態情報について、当社が、第1項各号の目的で利用するために、自動車メーカー等から提供を受ける場合があることに同意するものとします。

第28条（個人情報の利用目的）

1. 当社が借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - (1) レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成するなど、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 - (2) 借受人に、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
 - (3) 借受人の本人確認及び審査をするため。
 - (4) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2. 第1項各号に定めていない目的以外に借受人の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第29条（通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責）

1. 当社は、事前の通知、承諾なく当社の裁量により、レンタカー貸渡に係る通信設備、システム等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができ、これに起因して借受人が被った損害について一切責任を負わないものとします。
2. 当社のホームページ、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、コンピューターウイルス等の有害なものが含まれないことを保証しないものとする。

第30条（消費税）

借受人は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税（地方消費税を含む）を別途当社に対して支払うものとします。

第31条（遅延損害金）

借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第32条（重要事項の情報提供）

1. 当社は借受人に対し、この約款等のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡し前に明確かつ平易な表現で情報提供するように努めるものとします。
2. 借受人は、約款等の内容について理解するよう努めるものとします。

第33条（約款等の掲示等）

当社は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。

- （1）当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。）
- （2）ウェブサイト等に見やすいように掲載
- （3）書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）の提示

また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第34条（約款等の変更と契約細則）

1. 当社は、この約款等を変更すること、また別に細則を定めることができるものとします。
2. 約款等の変更、細則を別に定める場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。

第35条（準拠法）

この約款による契約、貸渡し及び貸渡しに付随する全ての行為は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第36条（日本語約款等の優先適用）

日本語の約款等と外国語に翻訳した約款等との内容に相違があるときは、日本語の約款等の内容が優先して適用されるものとします。

第37条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

本約款は、2024年12月1日から施行します。